

不動産業・警察暴力団等排除中央連絡会（要領）

（目的）

第1条 政府において、平成19年6月に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が出され、さらに、平成22年12月には「企業活動からの暴力団排除の取組について」（暴力団取締り等総合対策WT）が取りまとめられ、平成23年10月には全都道府県において、暴力団排除条例が施行されることに鑑み、関係行政機関と不動産業界との連携を強化すると共に、不動産取引における暴力団等反社会的勢力の排除の推進を図ることを目的として、本連絡会を設置する。

（構成）

第2条 本連絡会は、以下の行政機関及び団体等により構成する。

- 1 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課
- 2 国土交通省土地・建設産業局不動産課
- 3 （公社）全国宅地建物取引業協会連合会
- 4 （公社）全日本不動産協会
- 5 （一社）不動産協会
- 6 （一社）不動産流通経営協会
- 7 （一社）全国住宅産業協会
- 8 （公財）不動産流通推進センター
- 9 全国暴力追放運動推進センター
- 10 弁護士

（事務局）

第3条 本連絡会の事務局は、（公財）不動産流通推進センターに置く。

（事業）

第4条 本連絡会においては、不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会と連携して、以下の事業を行う。

- 1 不動産取引における反社会的勢力排除条項の普及の促進
- 2 業界団体等が実施する不動産取引における反社会的勢力排除のための研修・講習の企画及び支援
- 3 反社会的勢力排除に関する情報の交換
- 4 都道府県毎に置かれる関係行政機関と不動産業界との連絡会を設置運営するために必要な支援
- 5 その他本連絡会の目的を達成するために必要な事業

（その他）

第5条 本要領に定めのない事項については、必要に応じ本連絡会の議を経て定める。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、平成23年 9月30日より施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の要領は、平成27年 5月13日より施行する。